

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月 日
一般社団法 人げんき	生駒郡安堵町大 字東安堵二四八 一八	げんき	生駒郡安堵町 大字東安堵二 四八一八	生活介護 就労継続支 援（B型）	平成二十 九年二月 一日
社会福祉法 人双葉会	御所市大字三室 七二五一一	すみれ	御所市大字三 室七二五一一	生活介護 短期入所	平成二十 九年二月 一日
社会福祉法 人朱鳥会	高市郡高取町大 字市尾一〇七五	就労継続支 援（B型） 事業雅乃郷 「地域を結 ぶおむすび 会」	高市郡高取町 大字市尾一〇 七五	就労継続支 援（B型）	平成二十 九年二月 一日